

みんなで決めよう「原発」国民投票
活動方針

2013年9月7日

規約の「第5条（活動の内容）」に沿い、2013年度は以下の具体的活動を行う。

（1）世論を盛り上げる周知活動を行う

・「地域で原発問題をタブーなく話せる場作り」など、世論を盛り上げ、自分たちの力量を高める映画上映会や学習会を開催する。

その活動の一貫として、全国をつなげるスピーチツアーや各地での申し入れなどを行う。

・賛同人による活動が行われてない空白県へのアプローチを行い、全国各地へ活動の輪を広げる。

（2）諮問型「原発」国民投票法の成立のため、過半数の国会議員の賛同を得るべく、働きかけを行う。

・署名やハガキキャンペーン等で市民の声を国会議員等へ届ける

・アンケートで「賛成」と書いた国会議員等に対面でアプローチする

衆議院、参議院アンケートで「賛成」と書いた議員等へのアプローチとして、議員との個別面会や、国会議員会館内での院内集会などのイベントを企画・実施する。

（3）市民自治を高めるため、原発問題やその他の課題について、各自治体における住民投票の実施を支援する。具体的には、各地の住民投票運動体と連携し、ノウハウの共有や人的交流などを図る。

・原発問題では、予想される再稼働論議の高まりに合わせ、原発立地地域での都道府県単位、基礎自治体単位での住民投票運動を支援する。

・原発以外の課題についても、市民参加・市民自治の裾野を広げるべく、各地の住民投票運動を支援する。